

教 高 一 第 2 0 号

平成 9 年 4 月 1 日

各 県 立 学 校 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長

人間ドック等の受診に伴う精密検査に係る職務専念義務免除の
取扱いについて（通知）

福利厚生事業のうち、人間ドック、婦人科検診及び50歳優待ドックを受診し、精密検査を受けるよう指導された職員のサービスの取扱いについては、平成8年5月1日付け教高第219号教育長通知によることとしていますが、本年度から「脳ドック」が新設されたことに伴い、下記のとおり改正したので適切に取扱うようお願いします。

記

- 1 人間ドック、婦人科検診、50歳優待ドック及び脳ドックを受診し、精密検査を受けるよう指導された場合、精密検査に要する時間（検査に数日を要する場合も含む）及びその検査結果の聴取に要する時間を職務専念義務免除として取り扱うことができる。
なお、検査結果聴取が2日以上にわたる場合、2日目以降は職務専念義務免除の取扱いはしない。
- 2 職務専念義務免除により精密検査を受けた場合は、別紙様式により受診報告を校長に提出すること。
- 3 職務専念義務免除の手続については、平成5年4月14日付け教高第83号「福利厚生事業への参加及び健康診断受診のための職務専念義務免除の手続について（通知）」による。

別紙様式

人間ドック・婦人科検診・50歳優待ドック及び脳ドック精密検査受診報告書

平成 年 月 日

埼玉県立 高等学校長 様

氏名 印

精密検査の受診について

精密検査を受けたところ、下記のとおり診断されましたので報告します。

記

精密検査を受診した日	平成 年 月 日 ()
検査結果の説明を受けた日	平成 年 月 日 ()
受診医療機関	
検査結果の状況	